

東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱（抜粋）

1 連絡協議会の設置

地域リハビリテーション活動の方向性や課題の共有・解決に向けた具体的方策としての各種支援の取組や研修会等の企画を実施すること。

2 リハビリテーションに関わる多様な人材の育成・確保

様々な分野の多職種が、リハビリテーションの共通理解ができ、協働してリハビリテーションの推進が図られるよう、関係団体との連携のもとで人材育成を推進すること。

3 リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化

医療や介護など様々な機関や団体、自治体等とのネットワークの構築と連携の促進により、総合的なリハビリテーションの提供体制を整備すること。

4 地域住民に対するリハビリテーションの啓発

地域住民自らが活動や参加に向けてリハビリテーションに取り組めるよう、講演会の開催、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等を通じて啓発すること。

5 事業実施内容（選択する役割）

（1）地域包括ケア推進に向けた地域支援事業等への技術的助言や支援

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業に対する技術的助言や支援を行うこと。また、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進すること。加えて、資源の把握や活用、課題解決、自立支援型のケア会議等への支援を行うこと。

（2）災害時におけるリハビリテーションの支援

都の災害時リハビリテーション支援体制に協力するほか、区市町村と連携し、地域の実情に応じた支援活動を行えるよう、体制の整備・調整を実施すること。

（3）脳卒中医療連携推進事業への支援

脳卒中を発症した患者を各期の適切なリハビリテーション医療につなげる体制作りを目指す「脳卒中医療連携推進事業」の取組を支援すること。

（4）高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援

地域で高次脳機能障害者の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供する体制作りを目指す「専門的リハビリテーションの充実事業」の取組を支援すること。